

令和6年度低所得者支援給付金第2弾について（議案第126号資料）

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、特に物価高騰の影響を受けやすい低所得者に対し、迅速に支援を届けるため、下記のとおり給付金事業を行う。

記

1 対象世帯

基準日（令和6年12月13日）において、原則、本市の住民基本台帳に記録されている令和6年度住民税非課税世帯（住民税課税者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）支援対象世帯数（見込み）：16,000世帯

2 給付額

1世帯当たり3万円

なお、18歳以下の児童がいる世帯は、児童1人当たり2万円を加算

3 申請受付期間

約3か月間

4 予算措置

○住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業

（3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費）

事務費 31,139千円

事業費 510,000千円

合計 541,139千円

※財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する。

5 実施スケジュール（予定）

12月・1月 市報等（市ホームページ、SNS等）による周知

システム改修※

コールセンター準備

2月 支給のお知らせはがき及び確認書発送

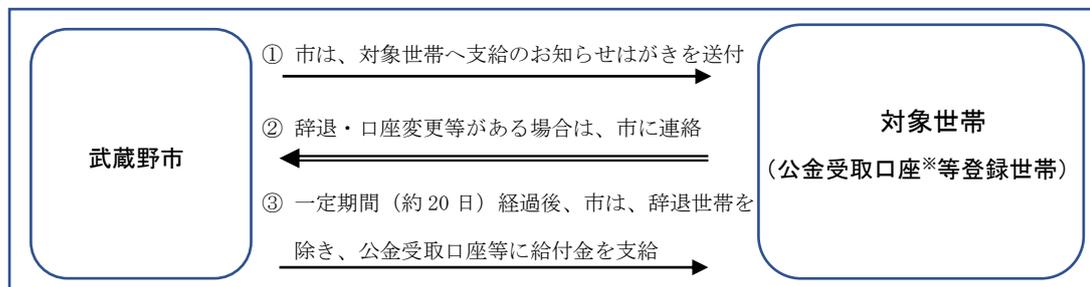
申請受付開始

※システム改修時期によっては日程が後ろ倒しとなる可能性あり

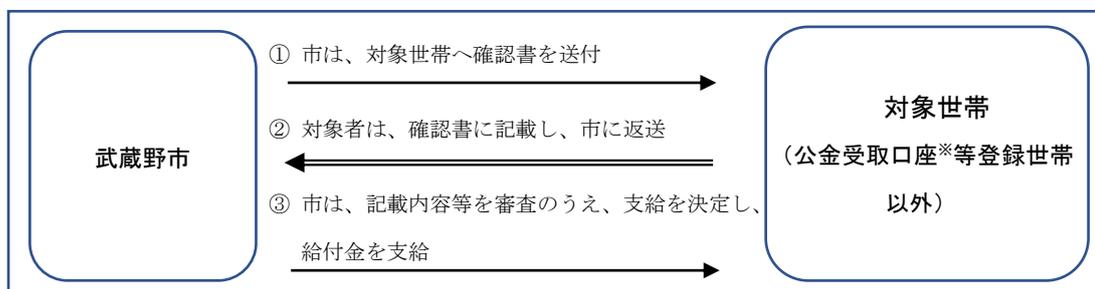
【参考】支給までの主なフロー（イメージ）

プッシュ型と確認書型を併用し、プッシュ型については原則、申請不要

(1) プッシュ型（公金受取口座[※]等登録世帯）



(2) 確認書型（公金受取口座[※]等登録世帯以外）



※国や自治体の給付金の受取のために国（デジタル庁）に任意で登録する口座

← 部分（辞退・口座変更等がある場合の市への連絡、確認書の返送）については、オンラインによる手続も利用可能

担当課 健康福祉部地域支援課